官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔規　則〕
○公正取引委員会の審査に関する規則の一部を改正する規則（公正取引委四）　一
〔人事異動〕
最高裁判所　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三七
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、司法書士名簿登録等、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録、日本弁護士連合会公示送達・懲戒処分・裁決・裁決取消訴訟の判決確定関係　五五
地方公共団体
行旅死亡人関係　五七
会社その他
会社決算公告　六六

規則

○公正取引委員会規則第四号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会の審査に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月十二日　公正取引委員会委員長　古谷　一之

公正取引委員会の審査に関する規則の一部を改正する規則

公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。